平成２７年（フ）第９号
埼玉県桶川市大字下日出谷912番地の７
破産者　五十嵐礼子
１　決定年月日　平成27年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８０号
神奈川県大和市中央林間４丁目17番21号　レオパレス中央林間109
破産者　前園　昌平
１　決定年月日　平成27年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４６０号
神奈川県厚木市鳶尾２丁目27番３号、破産手続開始決定時の住所神奈川県厚木市関口994番地８
破産者　津田　　悟
１　決定年月日　平成27年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４２２号
神奈川県厚木市山際413番地29　サンハイツ102
破産者　関野　　勝
１　決定年月日　平成27年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４９３号
神奈川県小田原市酒匂1399番地の１、前住所神奈川県小田原市鬼柳700番地　市営籠場住宅４号棟23号室
破産者　三木　**茂**則
１　決定年月日　平成27年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４９６号
神奈川県小田原市**蓮**正寺133番地の４　エスポワール蛍田３Ａ号室
破産者　守屋　克巳
１　決定年月日　平成27年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４６４号
新潟市中央区新和３丁目19番１号
破産者　野々村二三夫
１　決定年月日　平成27年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２３号
新潟市西蒲区岩室温泉647番地
破産者　石添　朝子
１　決定年月日　平成27年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１７６号
大阪市港区弁天４丁目５番28号　Ｉ’ｓシェトワ201号
破産者　加藤　恭子
１　決定年月日　平成27年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７３５号
岡山市中区関425－７　ルグラン関Ａ棟203号室、開始決定時大阪府寝屋川市楠根南町２番11号
破産者　迫留いずみ
１　決定年月日　平成27年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７９３号
岡山市中区関425－７　ルグラン関Ａ棟203号室、開始決定時大阪府寝屋川市楠根南町２番11号
破産者　大黒サンコウこと　迫留　昌克（旧姓栗谷）
１　決定年月日　平成27年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０９０号
大阪府豊中市西泉丘２丁目2423番地の１501号
破産者　磯野　陽子
１　決定年月日　平成27年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３５１号
大阪府茨木市丑寅２丁目14番32号
破産者　早川　尚志
１　決定年月日　平成27年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７６７号
大阪府枚方市出屋敷元町１丁目45番５号パークサイドスクエア505号室、開始決定時大阪府枚方市養父西町６番５号
破産者　加藤産業こと　加藤　博司
１　決定年月日　平成27年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８７２号
大阪府大東市三箇４丁目１番35号
破産者　峯製作所こと　峯　　敏明
１　決定年月日　平成27年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９１５号
大阪府門真市北岸和田２丁目11番22―205号
破産者　志佐　博義
１　決定年月日　平成27年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５１８号
大阪府守口市八雲西町１丁目５番３号、前住所大阪府守口市北斗町４番３号
破産者　**廣**見　安彦
１　決定年月日　平成27年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５９９号
大阪府豊中市西泉丘１丁目15番１―209号
破産者　進　　憲男
１　決定年月日　平成27年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３号
大阪府茨木市新堂２丁目３番32号　ジュネス新堂207号
破産者　青山　洋一
１　決定年月日　平成27年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部